

1 目的

屋外での移動に困難がある障害者(児)についての社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援することを目的とする。(ただし、「社会通念上適切でない外出」を除く。)

2 対象者

行動援護、重度訪問介護以外の対象者で、

- ① 単独で外出することが困難な18歳以上の視覚障害者であって、身体障害者手帳における障害の程度が1級若しくは2級の者又はそれらと同等の状態にある者(下肢障害等を併せ持つことにより、屋外での移動に著しい制限のある総合等級2級以上の者を含む。)
- ② 単独で外出することが困難な18歳以上の全身性障害者であって、身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者又はそれらと同等の状態にある者
- ③ 付き添いを必要とする状況にある18歳以上の知的障害者
- ④ 付き添いを必要とする状況にある18歳以上の精神障害者で、精神障害者保健福祉手帳を所持している者、または精神障害を事由とした障害基礎年金の受給者、特別障害給付金の受給者のいずれかに該当する者。ただし、何らかの事由によりこれらを所持していない場合は、障害支援区分「1」以上の認定者も含む。
- ⑤ 屋外での移動に著しい制限のある18歳未満(就学前児童を除く。)の視覚障害児(原則として身体障害者手帳における障害の程度が1級又は2級の者)、全身性障害児(原則として身体障害者手帳における障害の程度が1級の者)、知的障害児(原則として療育手帳における障害の程度が重度である者)又は精神障害児(精神障害者保健福祉手帳を所持している者)であって、保護者が付添うことができない状況にある者
ただし、療育手帳における障害程度が中軽度であっても、市が必要と判断した場合は利用可能。

3 対象となるサービス範囲

- ① 外出時の移動の介護又は介助
- ② 外出先での排泄、食事等の介護又は介助
- ③ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援(代筆、代読等)
- ④ 外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理

4 利用要件

- ① 原則として1日の範囲内で用務を終える外出に限る。
- ② 社会参加又は余暇活動を目的とした外出については、支給決定上限時間の範囲内であれば、7の「対象外となるサービス内容」に該当しない限り、事業者との利用契約において、柔軟に取り扱うことができるものとする。
- ③ 支給上限時間を超える場合は移動支援での支給決定は行わない。

5 適用順位

- ① 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の対象者は、これらの給付を優先する。
- ② 介護保険対象者であって介護保険で対応できるサービスについては介護保険を優先する。
- ③ 通院については、通院等介助等が優先であるが移動支援の利用も可能とする。(ただし、①・②に該当する場合を除く。)

6 サービス内容

- ① 社会生活上必要不可欠な外出
(金融機関への外出、公的行事への参加、冠婚葬祭、理美容等)
- ② 社会参加又は余暇活動のための外出
(各種行事の参加、レクリエーション等)

7 対象外となるサービス内容

- ① 社会通念上適当でない外出
- ② 通学・通所・通勤の送迎
- ③ 営業活動等の経済活動に係る外出

8 報酬単価

	個別支援型 (1:1)	グループ支援型		
		(1:2)	(1:3)	(1:4)
基本報酬	30分当たり 1,000円	30分当たり 650円	30分当たり 500円	30分当たり 400円
初動加算	1回当たり 600円			

※ グループ支援については、1:4までとする。

※ 級地区分や時間帯加算はなし。

9 利用者負担

利用者負担額

30分当たり 100円

※ グループ支援型についても同額。

※ 夜間早朝などの利用時間帯にかかわらず一律。

※ 生活保護世帯及び市民税非課税世帯は0円。(住民票上の世帯を原則とし、18歳以上の場合は本人及びその配偶者のみを世帯としてみなす。)

負担の考え方

障害のある方の移動支援を単なる外出の際の介助としてではなく、社会参加を行うツール(手段)としてとらえ、障害者自身が主体性を持って社会生活を送る力をつける(エンパワメント)とともに、障害のない方との「共生」を目指すきっかけをつくるものと考え、一定の時間数までは利用者負担を課さない堺市独自の「無料ゾーン」を設定。

障害区分	無 料	30分当たり100円
身体	～25時間	～50時間
知的・精神	～18時間	～40時間
児童	～10時間	～20時間 (8月のみ 40時間まで)
施設入所者	① 無料ゾーンなし(利用上限は月25時間) ② 地域移行をめざすもの(※) ・15時間まで無料 ・以後25時間まで30分当たり100円 ③ 一時帰宅時等 ・15時間まで無料 ・以後25時間まで30分当たり100円	

- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯は、1割負担を徴収しない。(住民票上の世帯を原則とし、18歳以上の場合は本人及びその配偶者のみを世帯としてみなす。)
- ・グループ支援型についても、利用者負担は同額(30分当たり100円)。
- ・2人介護決定の場合、ヘルパー1人あたり上記のとおりとなる。

10 施設入所者の場合の取り扱い

対象

18歳以上の障害者施設の入所者。

障害者施設の種別は問わない。(身体・知的・精神・重心)

利用量

月 25 時間まで

利用の仕方

●一時帰宅

一時帰宅時の施設⇄居宅間の送迎、又は、一時帰宅中における居宅からの外出。
(15 時間までは無料。)

●施設からの外出

①社会参加、余暇活動等を目的とした外出。(市民税課税の場合、全て1割負担)

②地域移行を目的とした外出。1 年間に限って利用可能。(15 時間まで無料。)

※別途、区役所に「移動支援地域移行計画書」の提出が必要。